

# 令和5年度 基本施策評価シート

作成日 令和5年7月11日

基本施策	F8	安心できる衛生環境を確保します	
2025年度にめざす姿	対 象		意 図
	だれもが		感染症や食中毒等の健康被害から守られている。
第五次総合計画[前期基本計画]基本施策掲載ページ			184ページ
基本施策主管課名	生活衛生課	関係課名	地域保健課、こども政策課、新型コロナウイルスワクチン接種事業室、動物愛護管理センター、保健環境試験所

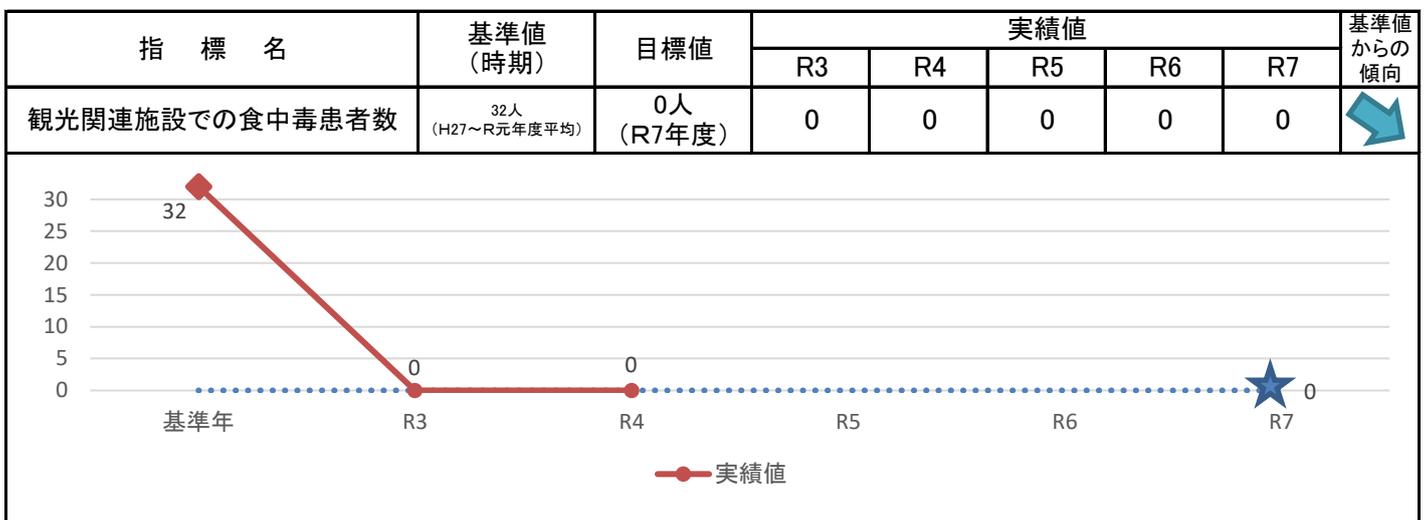
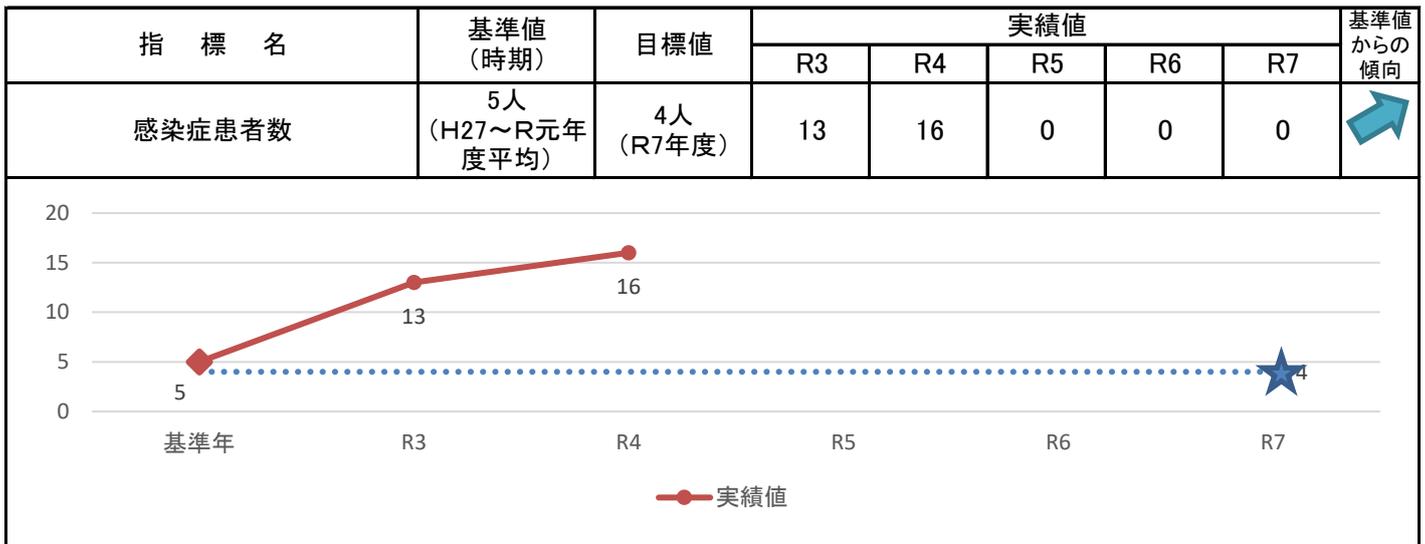
## 基本施策の総合評価

総括	<ul style="list-style-type: none"> <li>●新型コロナウイルス感染症に係るドライブスルー検査、及び自宅療養者向けにサポート医等による医療体制を構築した。また、健康観察業務やシステム入力を外部委託したことにより保健所業務の負担が軽減され、重症化リスクの高い方への支援に重点化し、適切な医療に繋げる体制を確保した。</li> <li>●子どもや高齢者等の各予防接種の接種率向上に取り組んだが、個別施策の成果指標である『麻しん風しん予防接種率』は目標値を大きく下回っており、保護者等への周知が十分であるとは言い難い。</li> <li>●個別施策の成果指標である『狂犬病予防注射の接種率』は年々減少傾向で目標値を大きく下回っている。また、まちなこ不妊化推進事業については、猫の引取り数及び殺処分数が年々減少しており事業効果は上がっているが、野良猫の不妊去勢手術は実施病院が限られており、手術受入頭数の大幅な増加が見込めない。</li> </ul> <p>以上を踏まえ、今後の主な取組みは次のとおりとする。</p>
F8-1	<ul style="list-style-type: none"> <li>●子どもの予防接種の制度内容を保護者に理解してもらい、接種率を上げるため、周知啓発を行うとともに、個別通知や医療機関と連携した接種勧奨を行い、未接種者への勧奨を継続して実施する。</li> </ul>
F8-2	<ul style="list-style-type: none"> <li>●新規登録の際、飼い主に対し狂犬病予防注射の接種義務について十分な説明を行う。また、未接種の飼い主に対する催促を行い、特に多頭飼育の飼い主に対しては個別調査を行い、接種につなげる。</li> <li>●野良猫の不妊去勢手術について、獣医師会加入の動物病院だけでなく、未加入の動物病院にも事業への参加を呼びかける。</li> </ul>

## 二次評価(施策評価会議による評価)

●	基本施策の総合評価の総括について、「健康観察業務やシステム入力を外部委託したことによる保健所業務の負担軽減」に関する記載について、「負担が軽減された」という実態のみを書いているため、負担が軽減されたことによる効果まで記載すること。
●	個別施策の「今後の取組方針」の改善等の区分について、これまで行ってきたことを「改善」にしたり、行っていなかったことを「継続」にしているため、改めて統一感を持って区分し直すこと。また、内容が細分化されすぎているように見受けられるため、同種のものについては、できるだけまとめて記載すること。
●	F8-2について、動物愛護条例を制定した成果として、地域猫のルール化や殺処分数の減少等について記載すること。また、「今後の取組方針」の「③適正飼養に向けた取組み」の「まちなこ不妊化推進事業に関する事務の効率化を図り、助成対象者の手術期間を長く確保できるようにする。」という記載について、事務の効率化が助成対象者の手術期間の確保につながる理由を補足すること。

## 成果指標



## 年度別 主な取組内容

R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
<ul style="list-style-type: none"> <li>●定期予防接種(70,447件)</li> <li>●高齢者等インフルエンザ予防接種(81,647人)</li> <li>●食品営業施設に対する衛生監視(5,204件)</li> <li>●公衆浴場に対する行政検査(76件)</li> <li>●狂犬病予防注射の実施(11,125頭)</li> <li>●まちねこ不妊化推進事業(不妊去勢手術)の実施(480頭)</li> </ul>			

## 令和5年度 個別施策評価シート

個別施策	F8-1	感染症の発生と感染拡大を防止します
2025年度に めざす姿	対 象	意 象 図
	だれもが	感染症の発生やその重症化から守られている。
個別施策主管課名	地域保健課	

### 成果

#### ① 健康危機管理体制の整備

- 新型コロナウイルスの変異動向を監視するため、ウイルスのゲノム解析を実施したことにより、変異動向の把握に繋がった。
- 新型コロナウイルスの検査体制を強化するため、長崎市医師会との連携により、ドライブスルー方式の長崎地域外来・検査センターを設置し、検査体制の拡充が図られ、医療機関の負担軽減につながった。
- 新型コロナウイルスの自宅療養者が療養中に症状が悪化した場合に備えるため、自宅療養サポート医等による医療提供体制を整えるとともに、24時間対応の「長崎市健康観察センター」に電話相談できる体制を構築したことにより、自宅療養者へのサポート体制の強化が図られ、安心できる療養生活の構築につながった。

#### ② 予防接種の実施

- (子どもの予防接種)
- 伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するために、BCG、四種混合、麻しん風しん、水痘等の定期予防接種(70,447件)、乳幼児インフルエンザ予防接種(任意接種)の費用の一部(14,614件)、子宮頸がん予防ワクチンの任意予防接種の費用助成(19件)を行ったことにより、子どもの感染症予防につながった。
- (新型コロナウイルス感染症の予防接種)
- 新型コロナウイルス感染症のまん延防止を図るため、各医療機関で実施する「個別接種」に加えて、引き続き「集団接種」を実施したことにより、本市の新型コロナウイルスワクチンの接種率については、本市の人口に対し、1回目83.2%、2回目82.8%、3回目71.1%、4回目50.3%、5回目29.6%(R5.6.12現在)の方が接種を終え、全国平均を上回る状況となっており、発症化や重症化の予防等につながった。
- (高齢者の予防接種)
- インフルエンザ又は肺炎球菌性肺炎の罹患防止や発症時の重症化予防のため、65歳以上の市民に対し接種費の助成を行ったことにより、インフルエンザ81,647人及び肺炎球菌5,652人が接種を行い、市中の感染流行を回避することができた。

#### ③ 結核患者の発生の予防と早期発見

- 結核患者の感染拡大防止のため、接触者健診を実施した(341件)ことにより、専門病院の受診が必要な方が見つか(26件)、さらなる感染拡大を未然に防いだ。また、結核予防啓発のため、動画資料を作成し、市ホームページに掲載することで、介護保険事業所職員への意識づけにつながった。

### 問題点とその要因

#### ① 健康危機管理体制の整備

- 新型コロナウイルスの検査数の減少とともに、ゲノム解析用の検体確保が難しくなっている。
- 令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症の位置付けが、2類相当から5類感染症へと移行したことに伴い、基本的な感染対策は市民や事業者の自主的な取組みとなったが、法的な位置付けが変更されても、新型コロナウイルス感染症の特徴が変わるわけではないため、今後も感染拡大が生じることが懸念される。

#### ② 予防接種の実施

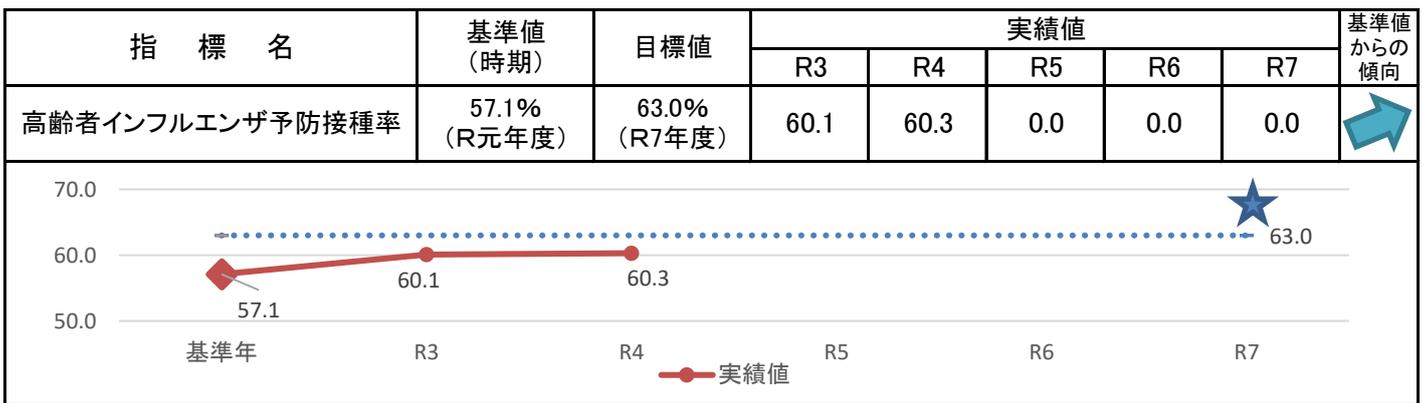
- (子どもの予防接種)
- 対象者へは予防接種の制度内容を保護者に理解してもらうため、様々な機会や場所において周知啓発を行っているものの、麻しん風しん予防接種Ⅰ期、Ⅱ期の接種については、接種率がともに目標値を達成できていない。
- (新型コロナウイルス感染症の予防接種)
- 新型コロナウイルスワクチン接種を希望する全ての市民が円滑に接種できるよう、接種体制を構築しているものの、接種回数を重ねるごとに接種率が低下しており、高齢者と比較して重症化率が低い傾向にある若年層が全国的にも低い状況にある。

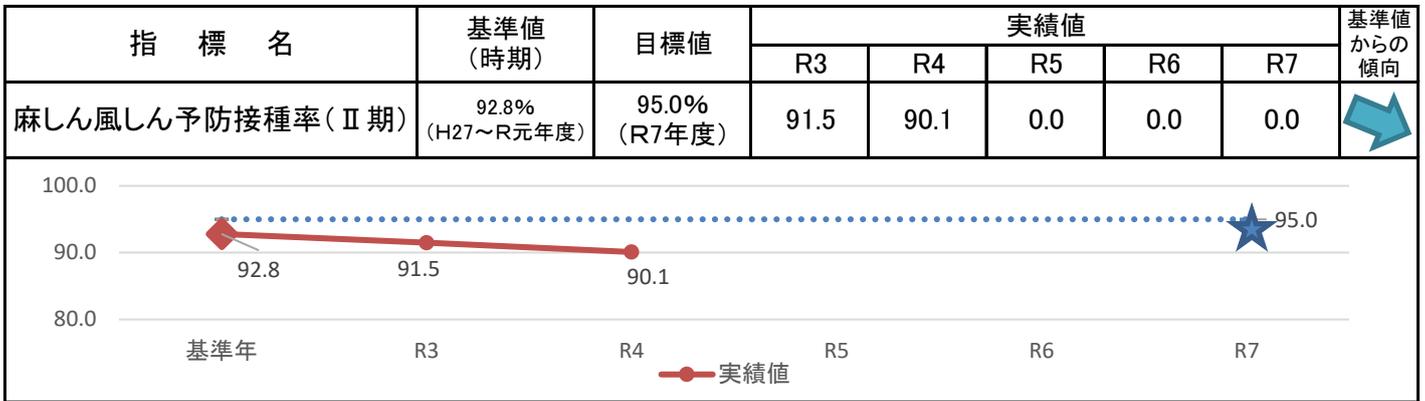
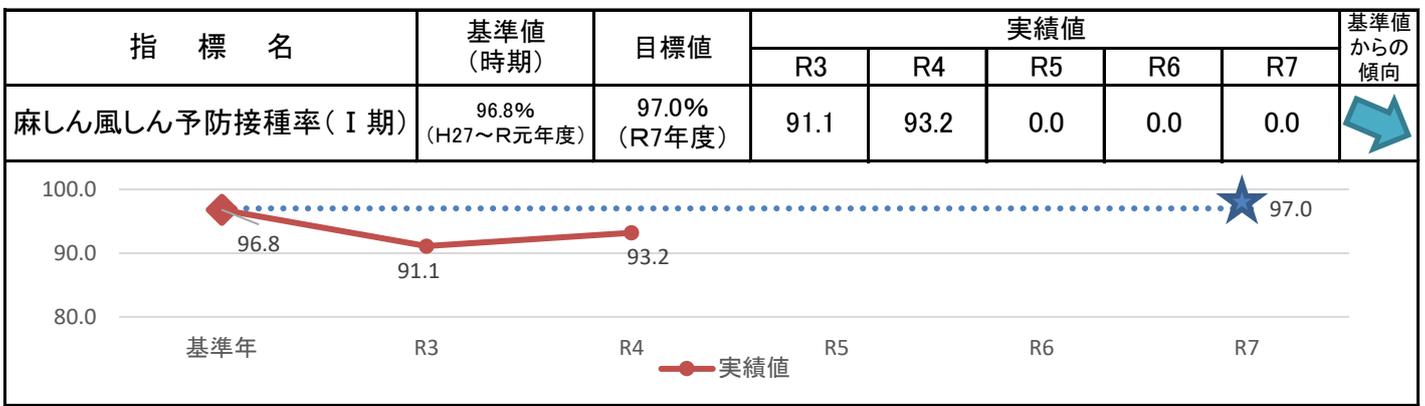
(高齢者の予防接種) ●インフルエンザ予防接種の接種率は、前年度とほぼ同じ60.3%であったが、肺炎球菌予防接種については、定期接種の対象者が65歳の者となっており、勧奨はがきを送付しているもののコロナウイルスワクチンのように関心度が高くないため、十分な接種率に届いていない。(R3年度35.5%、R4年度31.8%)
●腸管出血性大腸菌感染症について、市民への啓発は行っているものの、感染源が特定されない家庭内の感染が散発し、感染症患者数が増加傾向にある。
<b>③ 結核患者の発生の予防と早期発見</b>
●動画を作成し結核の予防啓発に努めているものの、コロナ禍であったため、結核患者が発生した施設に直接出向いて指導、助言することができなかった。

## 今後の取組方針

<b>① 健康危機管理体制の整備</b>	
継続	●病院等に協力を働きかけて、新型コロナウイルスのゲノム解析用検体の確保に努める。また、国内外の新興・再感染症の発生状況およびその対応策について情報の収集、検討を行う。
継続	●感染動向を見据えながら、急激な感染拡大で医療機関の逼迫が見込まれる場合は、市民や事業者に対して、感染対策の強化を呼びかける等、必要な対応を行う。
<b>② 予防接種の実施</b>	
継続	●予防接種の未接種者等に対しては、接種勧奨はがきなど個別通知を行い、接種率の向上を目指すとともに罹患時における重症化の予防や感染症のまん延防止に努める。
改善	●子育て支援サイト「イーカオ」等での定期的な情報発信、また今年度導入予定の子育て支援アプリにて、予防接種情報についてプッシュ型の発信を行うことを検討する。
改善	●腸管出血性大腸菌感染症の患者が一定期間に集中して発生した場合は、でき得る範囲の疫学調査を行い、感染源が特定された場合には、必要に応じ公表を行うなど、市民への注意喚起を図り、感染症患者の発生抑制に努める。
<b>③ 結核患者の発生の予防と早期発見</b>	
継続	●結核患者の早期発見のため、引き続き健康診断及び検査を実施する。
改善	●結核を発症した高齢者が利用した福祉施設の職員に対し、対面で(実際に顔を合わせて)感染予防の指導を行う。

## 成果指標





**施策を推進する主な事業**

1	事業名 担当課	定期予防接種費	こども政策課
	事業目的	伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するために、予防接種法の規定に基づき、定期の予防接種を行い公衆衛生の向上及び増進を図る。	
	事業概要	予防接種法に基づく定期予防接種について、全額公費負担して委託医療機関で実施するとともに、県外での接種費用を助成する。	
	取組実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予防接種件数 70,447件(県外における費用助成337件を含む)</li> <li>・乳幼児インフルエンザ(任意予防接種)の一部費用助成 14,614件</li> </ul>	
	決算(見込)額	725,847,987	円

保護者の皆様へ

このチラシは、定期予防接種(麻疹風しん第2期)の接種率の向上を図っています。

令和6年4月

**麻疹風しん第2期の予防接種は済みましたか?**

※「定期予防接種ができる人」に当てはまれば、麻疹風しん(MR)第2期の定期予防接種が無料(任意)で受けられます。  
(※令和6年4月1日以前は任意接種となります。)

かかりつけの医療機関などで接種を受けてください。

**接種の対象は、** ①に第2期の接種がまだ本人は必要ありません。

②定期接種ができる人

接種する日に長崎市内に住民票があり、  
家族(令和6年)4月に小学校に入学期のお子さん

**【注意事項】**

- ◆接種する日(日)は、接種場へ予約してください。
- ◆母子健康手帳と、接種記録簿などの接種記録簿を持参してください。
- ◆接種記録簿は、自治体の子育て支援センターに提出し、接種記録簿の提出先を記載してください。
- ◆予約は接種場にありますので、接種を受ける前に保護者の住所等に変更がないことを確認してください。
- ◆接種記録簿は医療機関(長崎市子育て支援情報サイト「イ・カ・サ」に記載)等ご不明な点がある場合は下記までお問い合わせください。

※日本脳炎予防接種第1期(9回)は済みましたか?  
日本脳炎の定期予防接種(9回)は2歳で4回(4回目は9歳以上13歳未満のときに)受けようになっていますが、**7歳6か月**に接種記録簿に記載する接種率を向上させます。

接種記録簿の子育て支援センターで確認のうえ、不足している場合は、かかりつけの医療機関で接種を受けてください。

お問い合わせ先: 子育て支援センター 電話: 095-822-2222 相談: 子育て支援センター

**【予防接種勧奨通知】**

2	事業名 担当課	高齢者等インフルエンザ予防接種費	地域保健課
	事業目的	高齢者のインフルエンザの発症又は重症化を予防し、併せて、そのまん延を防止する。	
	事業概要	予防接種法第5条第1項の規定による定期予防接種のうち、高齢者等を対象として、インフルエンザ罹患や重症化を予防し、まん延を防止するため、医療機関に委託し予防接種を実施する。	
	取組実績	接種者数 81,647人 接種率 60.3% 関係機関でのポスター掲示、広報ながさきやHPにより予防接種の周知を図った。	
決算(見込)額		253,434,315	円

3	事業名 担当課	高齢者等肺炎球菌予防接種費	地域保健課
	事業目的	高齢者の主な死亡原因となっている肺炎のうち、肺炎球菌性肺炎の発症または重症化を予防する。	
	事業概要	予防接種法第5条第1項の規定による定期予防接種のうち、高齢者等を対象として、肺炎球菌性肺炎の発症または重症化を予防し、まん延を防止するため、医療機関に委託し予防接種を実施する。	
	取組実績	接種者数 5,652人 接種率 31.8% 定期接種としては1回のみの実施となるため、個別の通知、関係機関でのポスター掲示及び広報ながさきなど様々な方法により制度の周知を図った。また、未接種の方については2月に再勧奨の通知を行なった。	
決算(見込)額		37,370,223	円

4	事業名 担当課	感染症対策特別促進費	地域保健課
	事業目的	感染症発生予防のための知識を普及し、住民が予防のための行動を行うことにより感染症の発生及びまん延を防止する。	
	事業概要	感染症発生及びまん延防止のため、感染拡大の注意喚起、正しい知識の普及啓発、医療機関における無料肝炎検査等を実施する。	
	取組実績	出前講座 0回 (コロナ禍のため実施なし) 肝炎ウイルス検査 820件 性感染症検査 70件 風しん抗体検査 0件	
決算(見込)額		5,739,379	円

5	事業名 担当課	エイズ対策費	地域保健課	
	事業目的	住民がエイズを正しく理解することで、予防・まん延防止を図るとともに、エイズ感染者や患者、その家族に対する偏見や差別をなくし、共に生きる共生型の社会を構築する。		
	事業概要	エイズに関する予防知識や行動に関する普及啓発活動を行い、また、まん延防止を図るため、HIV即日検査やエイズ相談を実施する。		
	取組実績	HIV抗体検査 46人 エイズ相談 35人 イベント等開催回数 1件 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため休止していた保健所での抗体検査を、11月半ばから再開した。		
	決算(見込)額		457,895	円



【エイズ夜間検査】

6	事業名 担当課	結核管理指導費	地域保健課	
	事業目的	結核患者及び患者と接触のあった者に対し健康診断を実施することにより、結核のまん延と再発を防止する。		
	事業概要	感染症法のもと、登録される結核患者に対し医療の終了までと、その後は、再発の可能性の高い概ね2年間に渡り6か月ごとの定期的な検診等を行い管理する。また結核患者と接触のあった者に対して、感染拡大防止及び早期発見のため接触者健康診断を概ね接触直後又は2か月後に実施する。		
	取組実績	管理健康診断 対象者数 96人 受診者数 83人 受診率 86.5% 接触者健康診断 対象者数 357人 受診者数 355人 受診率 99.4%		
	決算(見込)額		1,692,860	円

## 令和5年度 個別施策評価シート

個別施策	F8-2	飲食物、生活衛生等による健康被害発生を防止します
2025年度に めざす姿	対 象	意 図
	だれもが	食中毒等の健康被害から守られている。
個別施策主管課名	生活衛生課	

### 成果

#### ① 食中毒予防の取組み

●食品衛生法に基づく監視指導活動として、許可施設への立入指導（監視）5,204件、食品の取去検査479件を実施し、また営業者等を対象とした衛生講習会・研修会を年16回開催し1,520人が受講したことにより、営業者等の衛生意識が高まり、食中毒の予防につながった。

#### ② 施設への衛生指導の強化

●年ごとにレジオネラ属菌<sup>※</sup>が検出された施設は減少してきている。また、検出された1施設は、浴場水の利用停止や消毒等の指導により、健康被害はなかった。  
（※シャワーやかかり湯、噴水等からレジオネラ属菌に汚染された水の微粒子を吸い込むことでレジオネラ肺炎を引き起こす。）

#### ③ 適正飼養に向けた取組み

●狂犬病予防注射を接種（年1回）するにあたり、長崎県獣医師会長崎支部と協働して集合注射を実施したり、動物病院による接種でも注射済票が交付できるよう委託契約を締結することにより、飼い主の利便性が向上した。

●野良猫の不妊手術費の助成（自己負担：2,000円/頭・助成費：メス猫18,000円/頭、オス猫8,000円/頭）について、助成を希望する個人又は自治会等の団体から、157件・1470頭の申込みがあった。その中から、野良猫の引取や生活環境への被害が多い地域のうち、繁殖抑制、生活環境被害の軽減に効果が高いものを書類審査と現地調査により選定し、26件・480頭に助成を行った。また、「長崎市動物の愛護及び管理に関する条例」を施行し、野良猫への餌やりをルール化するとともに、無責任な餌やりに対しては指導を行うことにより、野良猫の繁殖の制限が図られ、猫の引取数と殺処分数の減少（引取数：270頭（前年度比187頭減）殺処分数：201頭（前年度比172頭減））や野良猫による生活環境被害の減少につながった。

### 問題点とその要因

#### ① 食中毒予防の取組み

●新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、立入監視を一部中止したことにより監視件数が目標に達しなかった。また、事業者・市民向けの講習会受講者が減少している。

#### ② 施設への衛生指導の強化

●レジオネラ属菌は、自然界に広く存在しているため、利用者が持ち込むことを防ぐのが難しいことが要因の一つと考えられる。また、施設管理者が浴槽水の塩素消毒を十分に行っていないことも要因と考えられる。

#### ③ 適正飼養に向けた取組み

●飼い犬の狂犬病予防注射は法定義務であるが、小型犬等の室内飼いの増加により、狂犬病に対する関心や感染に対する危機意識が低下したため、狂犬病予防注射を接種していない飼い犬がいる。

●事業効果は上がっているものの、助成件数（手術頭数）を増加させるに不可欠である獣医師会（動物病院）においては、通常の診療を行いながら事業に協力されているため手術の受入頭数に限界があることから、大幅な増加が困難である。

### 今後の取組方針

#### ① 食中毒予防の取組み

継続

●観光関連施設を中心に、食品営業施設へのHACCP等のより高度な衛生管理手法の周知啓発や監視指導を実施するとともに、食中毒の流行傾向の情報収集に努め、事業者に対し早期の情報提供を行うなど食中毒予防に向けた取組みを継続する。

改善

●事業者向けの講習会や研修会の開催予定をHP等で広く周知し、受講者数の増を図る。また市民向けの講習会に有識者を講師として招き、講習会の充実を図る。

## ② 施設への衛生指導の強化

継続 ●公衆浴場及び旅館等の共同浴場の浴場水を介して感染するレジオネラ感染症等による健康被害を防止するため、施設管理者に対し、浴場水の適正な残留塩素濃度管理や換水時の高濃度塩素消毒を徹底するように指導を強化する。

改善 ●福岡県内の旅館において、浴槽の完全換水を年2回しか実施していなかったことにより基準を上回るレジオネラ属菌が検出された事件を受け、全ての旅館業及び公衆浴場の立入調査を実施する。

## ③ 適正飼養に向けた取組み

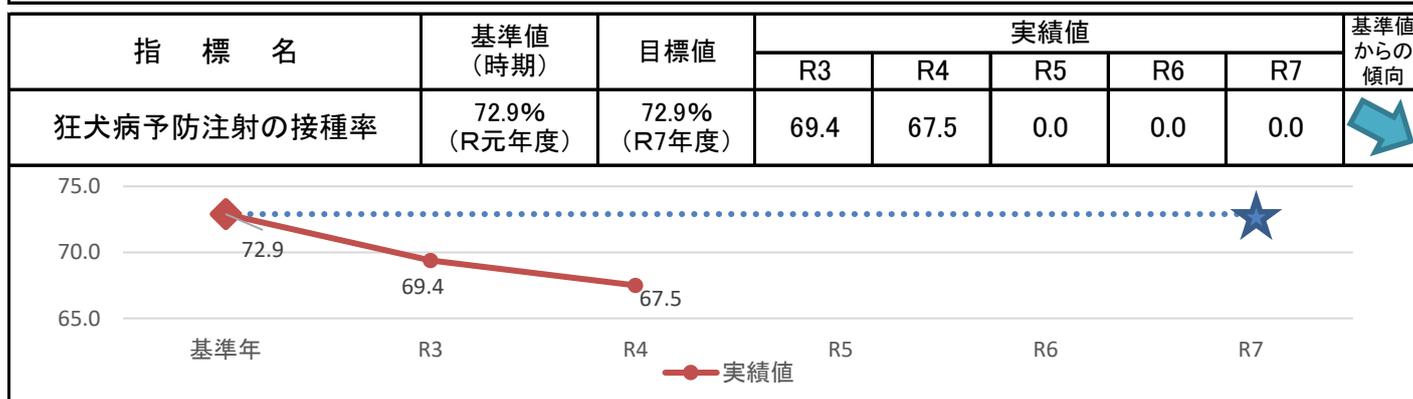
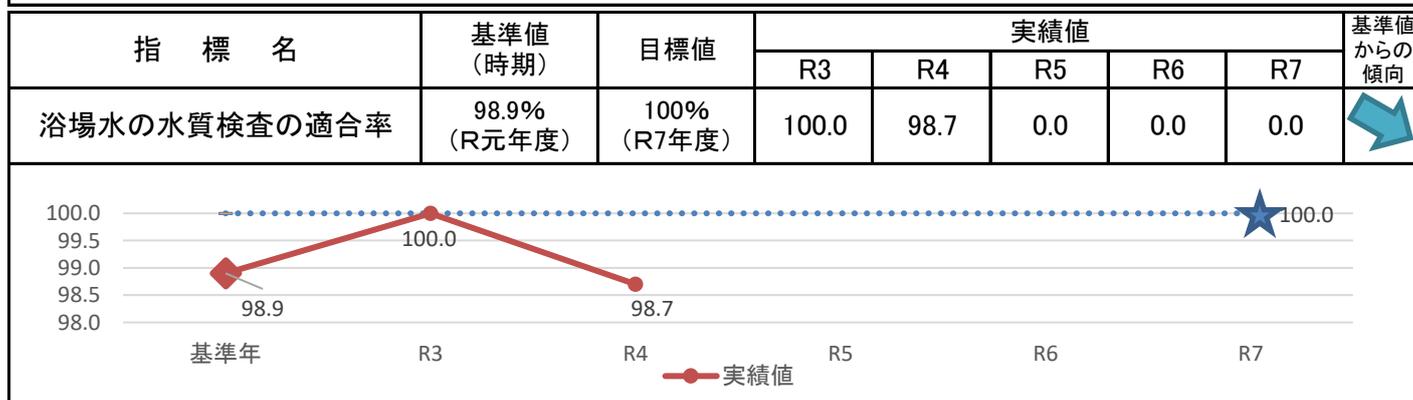
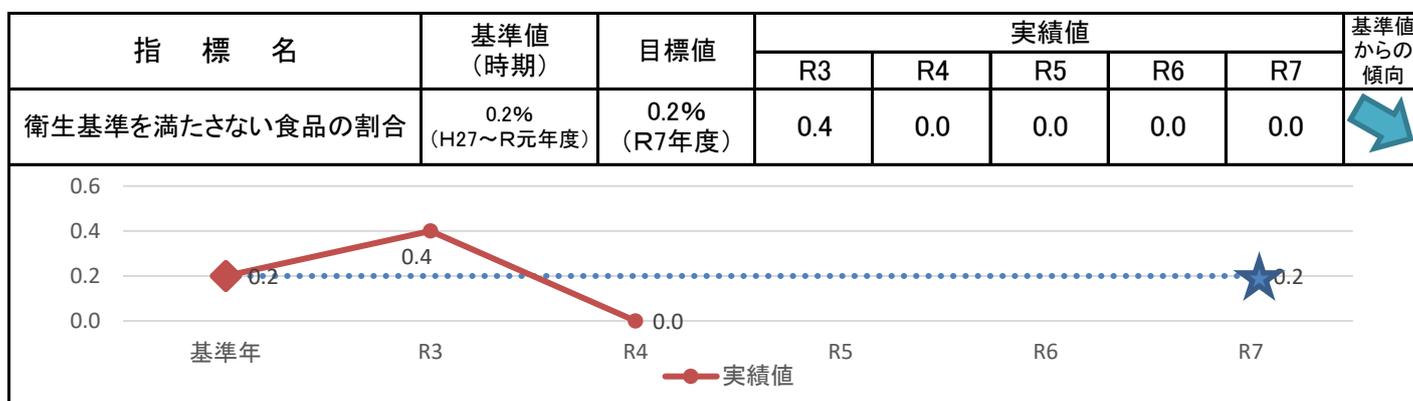
継続 ●広報誌、動物愛護フェスタ、犬のしつけ方教室及び出前講座等の開催を通じ、普及啓発を図るとともに、犬の新規登録の際に飼い主に狂犬病予防注射の接種義務について分かりやすく説明を行う。また、未接種の飼い主に対して狂犬病予防注射の接種を促す通知を行うほか、特に多頭飼育で未接種の飼い主に対しては、個別に調査を行い、接種につなげる。

継続 ●動物の愛護及び管理に関する条例等の周知徹底により、野良猫に対する不妊化の推進を図るとともに、今後も獣医師会やボランティア団体と連携してまちなこ不妊化推進事業を実施する。

改善 ●獣医師会加入の動物病院だけでなく、未加入の動物病院にも事業への参加を呼びかける。また、動物病院への手術費用の支払い回数を複数回にし、動物病院の経済的負担の軽減を図る。

改善 ●これまで、不妊去勢手術を受けられる期間が9月から12月の短期間であったが、今後、より多くの野良猫の手術を実施するため、まちなこ不妊化推進事業に関する事務の効率化を図り、申請受付から決定までの期間を短縮させる。これにより、手術の開始時期を早めることができ、手術期間を長く確保できる。

## 成果指標

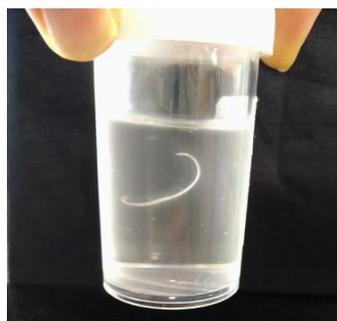


※接種率の算出方法として、4次総までは分母を『登録犬数－所在不明等』としていたが、5次総では基本的な算出方法(所在不明等は加味しない)を用いることにしたため、目標値を変更する

施策を推進する主な事業

1	事業名 担当課	観光施設等食中毒予防対策費	生活衛生課
	事業目的	重点的に監視指導を行うことで、観光客が利用する宿泊施設や飲食店などで食中毒等の健康被害を防止する。	
	事業概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎年度策定する「長崎市食品衛生監視指導計画」において、観光関連施設等をAランクに位置づけ、監視目標に基づき年3回以上の立入検査を実施する。</li> <li>・立入検査に際して、施設の従業員に対し簡易汚染測定器を使用した科学的根拠に基づく衛生指導を行う。</li> </ul>	
	取組実績	令和4年度監視指導計画に基づき、観光関連施設109施設に対して年3回を目標に、282件(達成率86.2%)の監視指導を実施した。	
	決算(見込)額		152,240 円

2	事業名 担当課	食品衛生監視活動費	生活衛生課
	事業目的	食品衛生法及び長崎県食品衛生条例等に基づく許可事務及び監視指導を行い、飲食物に起因する衛生上の危害を防止する。	
	事業概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食品衛生施設(飲食店、食品製造事業所、食品販売事業所)への許可事務及び届出の受理</li> <li>・食品営業施設に対する衛生監視及び指導</li> <li>・病院・学校・福祉施設等の集団給食施設への衛生監視及び指導</li> <li>・食中毒等にかかる調査及び被害拡大防止のための措置、行政処分等の実施</li> <li>・収去等による食品の衛生検査の実施</li> <li>・食品及び営業施設等に係る苦情相談の受付・対応</li> </ul>	
	取組実績	法許可施設 6,155施設(R5.3.31) 監視目標 6,292件 監視実績 5,204件(達成率82.7%) 食品の収去検査 479件 不良検体数 0件	
	決算(見込)額		7,887,411 円



【アニサキス】

3	事業名 担当課	環境衛生監視活動費	生活衛生課
	事業目的	旅館、理・美容所等の生活衛生関係施設に起因する公衆衛生上の危害を防止すること。	
	事業概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・営業6法に基づく許認可に伴う検査、及び水道法、建築物衛生法に基づく届出の受理。</li> <li>・法に基づく各施設の立入調査・検査の実施と法令順守の指導。</li> <li>・墓地埋葬法に基づく墓地の開設許可及び改葬許可。</li> </ul>	
	取組実績	新規施設を含む公衆浴場及び旅館の共同浴場の行政検査を実施し、対策の強化を図った。	
	決算(見込)額		647,017 円

4	事業名 担当課	動物管理対策費	動物愛護管理センター
	事業目的	狂犬病の予防及び犬猫の適正飼養の普及により、人と動物との共生を推進させる。	
	事業概要	狂犬病予防法に基づく登録、狂犬病予防注射を推進すると同時に犬の飼い主に対し、犬の適正飼育を図る。	
	取組実績	4～5月にかけて、21日間、62会場で集合注射を実施した(令和3年度と比較し、集合注射の日数や会場数が減少しているが、事業を協働して実施している長崎県獣医師会長崎支部の構成員数の減少によるものである)。また、12月初旬には、未接種の飼い主に接種を促進する通知を送付した。 令和4年度は、登録犬16,687頭のうち、11,125頭が接種した。	
	決算(見込)額		40,755,263 円



【狂犬病予防集合注射のようす】

5	事業名 担当課	まちなこ不妊化推進費	動物愛護管理センター
	事業目的	野良猫の不妊化により繁殖を抑え、その数を減らし、猫による生活環境被害の軽減を図るとともに、猫の引取りと殺処分数を減少させ、人と動物の共生を推進させる。	
	事業概要	野良猫の不妊化を希望する個人又は団体に対し、不妊去勢手術費用の一部を助成する。	
	取組実績	まちなこ不妊化推進事業(野良猫の不妊去勢手術費の助成)に、個人又は自治会等の団体から1,470頭の申込みを受け、ボランティアの協力を得ながら、480頭の猫の不妊化を行った。	
	決算(見込)額		5,250,305 円

6	事業名 担当課	動物愛護週間行事費	動物愛護管理センター
	事業目的	動物の愛護及び管理に関する法律第4条に基づき、動物の愛護と適正な飼養についての知識と理解を広げることを目的に行事を実施する。	
	事業概要	県、獣医師会及びボランティアとの協働により動物愛護フェスタを実施するとともに、小中学校等に動物愛護の啓発ポスターを配付する。	
	取組実績	動物愛護フェスタは、9月25日(日)に出島ワーフ横の三角広場で開催し、長崎県、長崎県獣医師会長崎支部及びボランティアとの協働により、啓発資料の展示やブースイベント、犬猫の譲渡会等を実施した。 また、小中学校等に動物愛護の啓発ポスターを配布した。	
	決算(見込)額		72,000 円